

石岡市営霊園のご案内

半ノ木霊園



半ノ木霊園管理事務所：0299-23-3481

龍神山霊園



龍神山霊園管理事務所：0299-23-5010

石岡市 生活環境部 生活環境課
〒315-8640 石岡市石岡1丁目1番地1
電話：0299-23-1111

A 霊園の概要

名称	区画	区画数		使用料 (円)	年間管理 料(円)
		既存	拡張		
龍神山霊園 【染谷 1854 番地3】	5平方メートル (2.0m×2.5m)	1,200		115,000	2,580
半ノ木霊園 【半ノ木 11132 番地2】	4平方メートル (2.0m×2.0m)	—	450	253,000	
	5平方メートル (2.0m×2.5m)	1,150	619	316,000	

- ① 使用料は一括払いです。納入後に返還する場合は、下表以外、使用料は返還されません。

使用年月数	返還率
1箇月未満	65%
1箇月以上1年未満	50%

使用年月数	返還率
1年以上2年未満	30%
2年以上3年以内	20%

- ② 年間管理料は、貸し付け開始の時、使用料と合わせてお支払いいただきます。(年度途中の場合には、月割り計算となります。返還された場合は、同様に月割りでお返しいたします。)
- ③ 一旦決定した使用区画の変更は出来ません。
- ④ 使用権の譲渡や転貸はできません。

B 申し込み

- ① 申し込み資格:本市に1年以上住所を有する方で、戸籍の筆頭者又は世帯主の方に限ります。(他に墓地をお持ちの場合には、借りられません)
- ② 資格の有無を確認するため、申し込みご本人の住民票抄本をお出しいただきます。(本籍記載のもの。なお、住民票抄本はお返しいたしません。)
- ③ 申し込みには、印鑑が必要です。認め印をご持参ください。
- ④ 一世帯一区画に限ります。
- ⑤ 二重申し込みなど、虚偽の申し込みをされた場合には、許可は無効になります。
- ⑥ 使用料と管理料の納入後に、使用許可証を発行します。使用許可証は、焼骨の埋葬や改葬の届け出の際に必要ですから大切に保管してください。

C 使用上の注意

- ① 使用の許可を受けてから、なるべく早めに焼骨の埋葬に必要な設備(収骨室:カロード)などをお作りください。
- ② 管理料は、霊園全体の管理のためにいただくものです。使用許可を受けた区画内の管理は使用者の責任で行わなければなりません。美観を保持するよう努めてください。
- ③ 使用許可を受けた方が死亡した場合など、使用者が変わる場合には、使用权の承継の手続きが必要です。承継は、血族、姻族など、祭祀を承継する立場にあることが必要です。
- ④ 墓碑、外柵等を設置するときは、霊園工事施行届を提出しなければなりません。(ただし、墓石等への文字の刻印、区画への砂利の敷き均し、固定しない花立の設置などの軽微な工事を除きます。)
- ⑤ 工事に当たり次の制限があります。

● 数の制限

墓碑又はこれに類する設備	墓誌, カロード, 線香台, 供物台及び塔婆立	灯ろう及び花立
1基	各1個	各1対

● 高さの制限

盛土	外さく	墓碑及びこれに付随する設備	樹木(かん木のみ)
地盤面から0.15メートル以内	地盤面から0.50メートル以内	地盤面から1.80メートル以内	地盤面から1.80メートル以内

※ 地盤面の基準

- ・龍神山霊園 → 各区画の地盤面
- ・半ノ木(既存区画) → 通路から0.15メートル
- ・半ノ木(拡張区画) → 通路の地盤面

D その他の注意

- ① 2年目からの管理料の納期は6月末です。支払いは、金融機関による口座引き落としをお勧めします。(口座振替には手続きが必要です)
- ② 管理料の納付を怠ると、使用許可を取り消す場合があります。